特定非営利活動法人 市民セクターよこはま　定款

第１章　総則

（名称）

第１条 この法人は、特定非営利活動法人　市民セクターよこはま（以下「本会」という。）という。

（事務所）

第２条 本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条 本会は、「誰もが自分らしく暮らせるまち」を願い、自ら行動する個人・団体が連携・連帯し、相互支援を通じてより一層の地域活動の充実・発展をはかり、更に広い市民活動への支援、政策提言、協働の実践を積み重ねつつ、一人ひとりの市民が主人公として幸せと豊かさを実感できる市民社会の実現に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（２）　まちづくりの推進を図る活動

（３）　人権の擁護又は平和の推進を図る活動

（４）　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条 本会は、第３条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

（１）　市民活動の支援・連携・ネットワークの推進等に関する事業

（２）　行政や社会への提案・提言等に関する事業

（３）　行政・企業・市民との協働等に関する事業

（４）　福祉サービス第三者評価に関する事業

（５）　その他本会の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（種別）

第６条 本会の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（１）　正会員　本会の目的に賛同し、各自の可能な範囲内で積極的に本会の事業に参画する意思をもって入会した個人及び団体

（２）　準会員　本会の目的に賛同し、本会の事業に参加するために入会した個人及び団体

（３）　賛助会員　本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助するために入会した個人、団体及び企業

（入会）

第７条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出して、

理事会の承認を経て、会員となる。ただし、理事会は、そのものが前条各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第８条 本会の会員は、総会において別に定める会費を納入する。

（会員の資格の喪失）

第９条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）　退会届を提出したとき。

（２）　本人が死亡し、又は失踪宣告を受け、若しくは会員である団体又は企業が消滅したとき。

（３）　継続して２年以上会費を滞納したとき。

（４）　除名されたとき。

（退会）

第１０条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会できる。

（除名）

第１１条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の３分の２以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）　この定款に違反したとき

（２）　本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（会員の義務）

第１２条　会員は、本会を政治、宗教、その他営利目的のために利用しない。

（拠出金品の不返還）

第１３条　既納の会費及びその他拠出金品は、返還しない。

第４章　役員

（種類及び定数）

第１４条　本会に次の役員を置く。

（１）　理事　５人以上１２人以下

（２）　監事　１人以上２人以下

2　理事のうち、１人を理事長、２人までを副理事長とすることができる。

（選任等）

第１５条　理事及び監事は、総会において正会員から選任する。

2　理事の中から互選により、理事長及び副理事長を選任する。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれてはならない。

4　監事は、理事又は本会の職員を兼ねることはできない。

5　第１項の規定にかかわらず、監事のうち少なくとも１名は、正会員以外から選任することができる。

（職務）

第１６条　理事長は本会を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）　理事の業務執行の状況を監査すること。

（２）　本会の財産の状況を監査すること。

（３）　前２号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（４）　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

（５）　理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第１７条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１８条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１９条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の３分の２以上の議決により、これを解任することができる。この場合その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

（２）　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第２０条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第５章　総会

（種別）

第２１条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第２２条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第２３条　総会は、以下の事項について議決する。

（１）　定款の変更
（２）　解散
（３）　合併
（４）　事業計画及び活動予算に関する事項
（５）　事業報告及び活動決算に関する事項
（６）　役員の選任等に関する事項
（７）　会費に関する事項
（８）　残余財産の帰属に関する事項
（９）　その他本会の運営に関する重要事項

（開催）

第２４条　通常総会は、毎年１回、事業年度終了後２ヶ月以内に開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
（２）　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
（３）　第１６条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第２５条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から２０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも７日前までに通知しなければならない。

（議長）

第２６条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第２７条　総会は正会員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

（議決）

第２８条　総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とす

る。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第２９条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため総会の開催場所に赴くことができない正会員は、即時性と双方向性が確保されたウェブ会議の方法によって総会に出席し、表決することができる。

3　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

4　前項の規定により表決した正会員は、第２７条、第２８条及び第30条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。

5　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３０条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）正会員総数及び出席者数（即時性と双方向性が確保されたウェブ会議の方法による表決者、書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長のほか、出席した正会員の中から、その総会において選任された議事録署名人２名以上が署名又は記名押印する。

3　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）総会の決議があったものとみなされた事項の内容

（２）前項の事項の提案をした者の氏名又は名称

（３）総会の決議があったものとみなされた日

（４）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）

第３１条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第３２条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）　総会に付議すべき事項

（２）　総会の議決した事項の執行に関する事項

（３） その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第３３条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１） 理事長が必要と認めたとき。

（２） 理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

（３） 第１６条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第３４条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は前条第２号及び第３号の規定による請求があったときには、その日から２週間以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも７日前までに通知しなければならない。

（議長）

第３５条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（定足数）

第３６条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

（議決）

第３７条　理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第３８条　各理事の表決権は、平等である。

２　やむを得ない理由のため理事会の開催場所に赴くことができない理事は、即時性と双方性が確保されたウェブ会議の方法によって理事会に出席し、表決することができる。

３　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

４　前項の規定により表決した理事は、第３６条、第３７条及び第39条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

５　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３９条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

（１） 日時及び場所

（２） 理事総数、出席者数および出席者氏名（即時性と双方向性が確保されたウェブ会議の方法による表決者、書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
（３） 審議事項
（４） 議事の経過の概要及び議決の結果
（５） 議事録署名人の選任に関する事項

２ 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が、署名又は記名押印しなければならない。

第７章 評議員会

（評議員会）

第４０条 本会に評議員会をおくことができる。

２ 評議員会は、本会の運営に関して意見を述べることとする。

３ 評議員会の組織と運営に関しては、理事会の議決によりこれを定める。

第８章 資産及び会計

（資産の構成）

第４１条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１） 設立当初の財産目録に記載された資産
（２） 会費
（３） 寄付金品
（４） 財産から生じる収益
（５） 事業に伴う収益
（６） その他の収益

（資産の管理）

第４２条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第４３条 本会の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

（１）収益及び費用は、予算に基づいて行うこと。
（２）会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
（３）財産目録、貸借対照表、及び活動計算書は、会計簿に基づいて収益費用及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
（４）採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（事業計画及び活動予算）

第４４条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４５条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は

理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（弾力条項）

第４６条　第４４条の規定にかかわらず、業務量の増加により本会の業務のため直接必要な経費に不足が生じたときは、理事長は、理事会の議決を経て、その業務量の増加により増加する収益に相当する金額を本会の業務のために直接必要な経費に使用することができる。なお、この弾力条項を適用した場合には、理事長は遅滞なく、本会の掲示場に公示するものとし、次の総会において弾力条項の適用を行った旨を報告する。

（事業報告及び活動決算）

第４７条　本会の事業報告及び活動決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（事業年度）

第４８条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第９章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第４９条　本会が定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の４分の３以上の議決を必要とする。

2　定款の変更は、以下の事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

（１）　目的
（２）　名称
（３）　特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
（４）　主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
（５）　社員の資格の得喪に関する事項
（６）　役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
（７）　会議に関する事項
（８）　その他の事業を行なう場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
（９）　解散に関する事項
（１０）定款の変更に関する事項

（解散）

第５０条　本会は、次に掲げる事由により解散する。

（１）　総会の決議
（２）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（３）　正会員の欠亡
（４）　合併
（５）　破産

（６） 所轄庁による設立の認証の取り消し

（残余財産の帰属）

第５１条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属する。

（合併）

第５２条　本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第１０章 事務局

（事務局の設置等）

第５３条　本会は、その事務処理をするために事務局を設置することができる。

２　事務局には、事務局長及び所要の事務局員を置く。事務局長及び事務局員の任免は理事長が行う。

第１１章　公告の方法

（公告の方法）

第５４条　本会の公告は、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表に関する公告は、法人ホームページに掲載して行う。

第１２章　雑則

（事務運営諸規則）

第５５条　この定款の施行について必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

１　この定款は本会の成立の日から施行する。

２　本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長　　松本和子
副理事長　柳原眞理子
副理事長　増田逸朗
理事　　中野雅司
同　　南出俊男
同　　泉　一弘
同　　吉原明香
監事　　藤田幸子

３　本会の設立当初の役員の任期は、第１７条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成１６年５月３１日までとする。

４　本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

５　本会の設立当初の事業年度は、第４７条の規定にかかわらず、成立の日から平成１６年３

月３１日までとする。

6　本会の設立当初の会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	正会員	１口	3000 円	を１口以上
	準会員	１口	3000 円	を１口以上
	個人賛助会員	１口	5000 円	を１口以上
	団体・企業賛助会員	１口	10000 円	を１口以上

付則

第２条について平成 20 年 5 月 31 日に変更。

付則

この定款は、平成 21 年 9 月 28 日から施行する。

付則

この定款は、平成 24 年 9 月 19 日から施行する。

付則

この定款は、平成 26 年 10 月 15 日から施行する。

付則

この定款は、平成 29 年 5 月 24 日から施行する。

付則

この定款は、令和２年　8 月 27 日から施行する。

付則

この定款は、令和８年 8 月 25 日から施行する。

付則

この定款は、令和８年　月　　日から施行する。